

[参考]地場産品基準一覧

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。12
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

[参考]地場産品基準一覧

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

[参考]8号八返礼品の事例一覧

認定地域資源名	提供事例	左記の加工品	左記返礼品に添えることができるもの	備考
①夢つくし	夢つくし(白米) 夢つくし(インスタントパック)	加工品は不可	—	
②元気つくし	元気つくし(白米) 元気つくし(インスタントパック)	「1 夢つくし」に同じ	—	
③博多和牛	生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ) 生肉(冷凍)	博多和牛を使用したハンバーグ 博多和牛の煮込み 博多和牛直火焼ローストビーフ 博多和牛を使用したテールスープ 博多和牛を使用した炊き込みご飯の素 博多和牛を使用した牛丼(具) 博多和牛を使用したカレー 博多和牛を使用した餃子	たれ・ソース(すき焼き用(割下含む)、ステーキ用等)、ポン酢 ※返礼品を食すための分量のみ可	・生肉(味付けの加工を施した生肉を含む)で提供する場合、他の肉が使用されているものは不可。
④はかた一番どり	生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ) 生肉(冷凍)	はかた一番どりを使用した鍋(しゃぶしゃぶ、すき焼き等) はかた一番どりを焼いたもの はかた一番どりを揚げたもの(唐揚げ、南蛮 等) はかた一番どりの煮込み はかた一番どりの燻製 はかた一番どりのかしわ飯 はかた一番どりの鶏ガラスープ	(鍋用の)麺、薬味・たれ ※返礼品を食すための分量のみ可	・生肉(味付けの加工を施した生肉を含む)で提供する場合、他の肉が使用されているものは不可。
⑤はかた地どり	生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ) 生肉(冷凍)	「4 はかた一番どり」の例による	「4 はかた一番どり」の例による	「4 はかた地どり」に同じ
⑥あまおう	あまおう(生) あまおう(冷凍)	あまおうを使用したアイス・ジェラート・スムージー あまおうを使用したヨーグルト あまおうを使用したケーキ あまおうを使用した和菓子 あまおうを使用したドライフルーツ あまおうを使用したジャム あまおうを使用したフルーツソース あまおうを使用した飲む豆乳ヨーグルト あまおうを使用したお酒	—	・菓子等の加工品について、特定のブランド・店舗名等を冠し、その名称が他都道府県と密接に関連があるため、他都道府県のものとして誤認されるおそれがある品は不可。
⑦とよみつひめ	とよみつひめ(生)	「6 あまおう」の例による	—	・「6 あまおう」に同じ
⑧早味みかん	早味みかん(生)	「6 あまおう」の例による	—	・「6 あまおう」に同じ
⑨秋王	秋王(生)	「6 あまおう」の例による	—	・「6 あまおう」に同じ
⑩甘うい	甘うい(生)	「6 あまおう」の例による	—	・「6 あまおう」に同じ
⑪八女茶	茶葉(ティーバック入りを含む)	ペットボトル入り八女茶 八女茶を使用したアイス・ジェラート・スムージー 八女茶を使用したケーキ 八女茶を使用した抹茶オシ 八女茶を使用したふりかけ 八女茶入り玄米茶	—	
⑫福岡有明のり	福岡有明のり	福岡有明のりを他の食品で風味付けしたもの(醤油・みりん等の調味料、しそ、明太子 等)	—	・有明海産のり使用等、他都道府県のものが含まれると誤認されるおそれのある名称・製法の品は、福岡有明のりが含まれていても不可。

ふるさと納税制度の確認 | 事例一覧

認定地域資源名	提供事例	左記の加工品	左記返礼品に添えることができるもの	備考
⑬ラー麦	-	ラー麦を加工した麺（ラーメン、ちゃんぽん、担々麺等） ラー麦を加工した中華（餃子、肉まん）	麺用のスープ、添え物（メンマ、高菜等） 餃子、肉まん用のタレ、薬味 ※返礼品を食すための分量のみ可	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県登録商標「ラー麦」の使用取扱要領」第4条に基づき使用登録書の交付を受けた者が、「ラー麦」の商標を使用した商品に限る。原則としてラーメン及び中華麺以外に使用できないこととなっているが、例外として中華料理の範囲で、餃子、肉まんの皮への使用例もある。 参考：福岡県農林水産部水田農業振興課HP： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ra-mugi.html
⑭辛子明太子	辛子明太子（生） 辛子明太子（冷凍） 辛子明太子の切り	辛子明太子を他の食品で風味付けしたもの（例：柚子、檸檬、昆布、七味、ワイン） 他の食材を辛子明太子で漬けたもの（鮭、いわし、いか、数の子、等） 他の食材に辛子明太子を詰めたもの（いわし、手羽先、だし巻き卵、コロッケ等） 他の食材に辛子明太子を混ぜたもの（数の子、ツナ、チーズ等） 乾燥明太子 辛子明太子を使用したパン 辛子明太子を使用したキッシュ 辛子明太子を使用したバター 明太チューブ（辛子明太子の薄皮を取り除き使用しやすいようにチューブに詰めたもの） 辛子明太子を使用したパスタソース 辛子明太子の油漬け ボトル明太子（辛子明太子の薄皮を取り除き使用しやすいようにボトルに詰めたもの）	辛子明太子専用の添だれ	<ul style="list-style-type: none"> スケトウダラの卵巣（魚卵）については、福岡県産であることを要しない。
⑮もつ鍋	もつ鍋（もつ、スープ（味噌味又は醤油味）、 麺、薬味・たれ、野菜）	加工品は不可	-	<ul style="list-style-type: none"> もつを構成要素の判断基準に用いる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> i) 福岡県産であること ii) 福岡県内で加工 どちらかを満たしていれば可。 野菜を構成要素の判断基準に用いる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> i) 福岡県産であることを満たしていれば可。 味噌味又は醤油味の範囲で、唐辛子等による辛味を加えたものについては可。
⑯水炊き	水炊き（鶏肉、スープ、薬味・たれ、野菜、 麺）	加工品は不可	-	<ul style="list-style-type: none"> 鶏肉及び野菜を構成要素の判断基準に用いる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> i) 福岡県産であることを満たしていれば可。
⑰豚骨ラーメン	豚骨ラーメン（麺、スープ、チャーシュー、厚 切り角煮、添え物（メンマ、高菜等）） 豚骨ラーメンの即席麺	加工品は不可	-	<ul style="list-style-type: none"> 他都道府県のものと同誤認されるおそれのある名称・製法の品は、福岡県内で製造されていても不可。